

発表日 令和5年2月9日

担当課：農林水産部畜産課
直通電話：092-643-3498
内線電話：3983
担当者：清水、永野

古賀市における高病原性鳥インフルエンザ（3例目） に係る防疫措置の終了について

古賀市の家きん飼養農場で1月3日（火）に発生した高病原性鳥インフルエンザ（県内3例目）については、発生農場の初動防疫措置の完了から21日を経過し、移動制限区域内（発生農場から半径3km以内）の家きん飼養農場で異常が確認されておりませんので、家畜伝染病予防法に基づき、2月9日（木）午前0時をもって、移動制限区域を解除しましたことをお知らせします。

併せて、古賀市内の消毒ポイントの運営を終了し、古賀市での発生事例に係る防疫措置が全て終了となりました。

また、県内の発生事例に係る防疫措置が全て終了したことを報告するため、本日、第4回福岡県鳥インフルエンザ対策本部会議を書面にて開催しました。

なお、本県では引き続き、鳥インフルエンザの発生予防に取り組んでまいります。

1 移動制限区域の解除

令和5年2月9日（木）午前0時

2 消毒ポイント運営の終了

移動制限区域の解除に伴い、令和5年2月9日（木）午前0時をもって以下の消毒ポイントの運営を終了しました。

番号	種類	名称	所在地
6	緊急	農場入口	古賀市
7	移動制限	古賀グリーンパーク	古賀市

3 その他

国内ではこれまで家きん肉及び卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザウイルスに感染した事例はありません。